

(令和4年度版)

児童クラブのしおり



古 河 市

1 児童クラブの概要について

児童クラブは、小学校就学児童のうち、昼間保護者等のいない家庭の子供たちが、放課後を家庭的な雰囲気の中で安全にのびのび楽しく過ごすところです。

※ 活動方針：児童の健康増進、情緒の安定や安全確保に配慮しながら集団生活の中で遊びを通じて自主性や創造性を高め、心身ともに健やかに育成されることを目的として活動しています。

(1) 児童クラブの名称及び設置場所

クラブ名	設置場所	電話番号
上辺見児童クラブ	学校校舎内	33-1581
小堤児童クラブ	学校校舎内	98-5625
駒羽根児童クラブ	学校北側	92-8488
下大野児童クラブ	学校校舎内	92-3000
下辺見児童クラブ	学校校舎内	33-2700
西牛谷児童クラブ	学校敷地内	98-4850
中央小児童クラブ	学校敷地内	92-1846
釈迦児童クラブ	学校校舎内	92-0173
上大野児童クラブ	学校校舎内	98-6669
水海児童クラブ	学校校舎内	92-3277



クラブ名	設置場所	電話番号
諸川児童クラブ	学校敷地内	77-1128
八俣児童クラブ	学校敷地内	78-3009
名崎児童クラブ	学校校舎内	76-3010
仁連児童クラブ	学校校舎内	77-3799
駒込児童クラブ	学校校舎内	76-1444
大和田児童クラブ	学校敷地内	77-3444
1 小クローバー児童クラブ	学校敷地内	22-0446
2 小スマイル児童クラブ	学校校舎内	32-4488
3 小のびっこ児童クラブ	学校敷地内	33-1366
6 小平和町児童クラブ	学校敷地内	32-6080
7 小ひまわり児童クラブ	・学校敷地内 ・学校南側 (三和いこいの家)	48-7421

(2) 活動時間

- ・月曜日～金曜日・・・13:00～19:00まで
- ・土曜日・・・7:30～19:00まで
- ・春・夏・冬休み等・・・7:30～19:00まで



※7:30～9:00・18:00～19:00の利用、土曜日の利用は事前の申し出が必要です。

(3) 休日について

- ・日曜日・国民の祝日・年末年始(12月28日から翌年1月4日まで)
- ・学校が天災(台風・雪など)、事故、感染症等(インフルエンザなど)で臨時休校の場合や学級閉鎖の場合。ただし、夏休みなどの長期休暇については、原則、開所いたします。

※この場合、原則、保護者負担金の減額等はありませんので予めご了承ください。

2 入会基準・申し込みについて

(1) 入会基準について

児童クラブに入会できる児童は、市内小学校に通学する児童のうち、放課後等において昼間保護者等の保護を受けられない状態にある児童を原則とします。具体的には次の通りです。

①保護者が就労している家庭の児童

※勤務終了時間が1年生13:30より前、2年生以上15:00より前の場合や週の平日の勤務日数が3日未満の場合は利用対象となりません。

②保護者の疾病、出産などの事情がある家庭の児童（就労以外の場合）

※出産が理由の場合は「産前6週・産後8週」の属する月の末日まで

③その他、特に保護の必要を認めた児童



(2) 入会申し込みについて

提出書類

① 児童クラブ利用申込書及び健康状況調査票

② 稼働証明書（就労の場合）又は児童を保育できない理由書（就労以外の場合）

※保護者全員分（父・母・同居にいる65歳未満の祖父母を含む。）

※児童を保育できない理由書を提出する場合は次の書類等が必要です。

- ・ 傷病等：児童クラブ利用に係る医師の診断書、障がい者手帳（写し）等
- ・ 学 生：在学を証明するもの（学生証等）、時間割（カリキュラム）等
- ・ 介護等：介護を受けている人の介護保険証・障がい者手帳（写し）等

③ 児童クラブ利用申込書（添付書類）

・ 初めて申し込む場合：①から③すべて必要

・ 本年度に初めて申し込む場合：①と②が必要

・ 本年度中に一度退会し、再度入会する場合：変更がなければ①のみ

※書類不備等がある場合には、申込を受けられませんのでご注意ください。

※申込の受付は利用開始希望日の1カ月前から1週間前までになります。

※入会期間は毎年4月1日～翌年3月31日までの1年間です。

（年度途中での入会の場合は、入会日から年度末3月31日まで）

翌年度引き続き入会を希望する方は、毎年度申込書の提出が必要です。

申込受付場所

子ども福祉課（総和庁舎）・ 市民総合窓口室（古河庁舎・三和庁舎）

(3) 退会について

年度途中で退会を希望する場合、または入会基準に該当しなくなった場合は退会になります。利用中止届を、上記申込受付場所へ提出してください。

※必ず退会する日までに利用中止届をご提出ください。提出がない場合は、負担金を納めていただくこととなりますのでご注意ください。

3 利用料金について

(1) 利用料金は、次の通りです。

①保護者負担金	(月額) 5,000円	口座引落とし
②活動費	(月額) 2,000円	クラブへ現金納付
③保険代	(年額) 800円(予定)	クラブへ現金納付

(2) 保護者負担金の支払い方法について

保護者負担金は口座引落としによる支払いをお願いしておりますので、口座振替の登録手続きをお願いいたします。

引落日は、奇数月の月末(休日は翌営業日)で、2ヶ月分の引落としとなります。

※なお、引き落としができず負担金の未納が続く場合、児童クラブの利用ができなくなりますのでご注意ください。

(3) 口座振替の登録手続きについて

下記いずれかの方法で登録をお願いします。ただし、兄弟姉妹の利用があり、すでに口座登録がされている場合は不要です。

①Webからの登録

令和4年4月から「Web口座振替受付サービス」を導入し、市ホームページから口座振替の登録手続きができるようになります。登録方法については、別途ご案内いたします。

※ただし、茨城むつみ農業協同組合は、このサービスに対応していないため、口座振替依頼書の提出が必要です。

②口座振替依頼書の提出

別紙「保育料等・児童クラブ負担金預金口座振替依頼書」を記入の上、金融機関に提出後、市役所控を、申込書と併せて市に提出してください。お客様のところへ市役所控が戻らない場合には、市に提出は不要です。

なお、口座名義人は保護者名義のものとしてください。

口座振替依頼書はP.2に記載の申込受付場所にて配布いたします。

○取扱金融機関(市内金融機関)

常陽銀行・足利銀行・筑波銀行・みずほ銀行・東日本銀行・栃木銀行・
茨城県信用組合・結城信用金庫・茨城むつみ農業協同組合・中央労働金庫・
ゆうちょ銀行の各本店支店

(4) 月途中の入退会の負担金の減額について

○月途中入会の場合（入会日の属する月のみ下記を適用）

- ・各月 1 日～10 日に入会した児童 月額 5,000 円（減額なし）
- ・各月 11 日～20 日に入会した児童 月額 4,000 円（1,000 円減額）
- ・各月 21 日以降に入会した児童 月額 3,000 円（2,000 円減額）

○月途中退会の場合（退会日の属する月のみ下記を適用）

- ・各月 1 日～10 日に退会した児童 月額 3,000 円（2,000 円減額）
- ・各月 11 日～20 日に退会した児童 月額 4,000 円（1,000 円減額）
- ・各月 21 日以降に退会した児童 月額 5,000 円（減額なし）

(5) 保護者負担金の免除について

下記①・②に該当する世帯は、「児童クラブ負担金減免申請書」と各種必要書類をご提出いただければ保護者負担金が免除（0円）となります。

①準要保護（就学援助認定）世帯※	教育委員会からの就学援助認定通知書の写しと印鑑を持参し、窓口にて所定の用紙で申請してください。
②生活保護世帯※	生活保護受給者証の写しと印鑑を持参し、窓口にて所定の用紙で申請してください。
③ひとり親負担軽減に伴う学校給食費免除認定となった世帯	学校給食費免除の申請と兼ねるため、教育委員会（学校給食課）へご確認下さい。【TEL 98-3555】

※①・②については免除を受けたい月分の口座振替日の14日前までにご提出願います。

例) Q. 4月分の負担金から免除を受けたい。

A. 4月分の負担金は5月31日が口座振替日になりますので、14日前（土日祝日含む）の5月17日までに提出が必要です。

※活動費や保険代等は免除の対象ではありません。

※保護者に対する負担金等の連絡事項を、児童クラブの支援員を通してお伝えする場合がありますのでご了承ください。

(6) 活動費について

活動費（おやつ代等）は、納入袋により毎月直接クラブに納めてください。（納入袋は各児童クラブより配布します。）

○月途中入退会の活動費の減額について（入退会日の属する月のみ下記を適用）

- ・各月 21 日以降に入会する児童
 - ・各月 10 日までに退会する児童
- } 月額 1,000 円（1,000 円減額）

(7) 保険代について

利用を開始する1週間程度前まで（面接時）に直接クラブに納めてください。
なお、未納の場合にはクラブを利用できませんのでご注意ください。

4 登室・降室・欠席について

児童クラブへの登降室は保護者の送迎を原則としますが、祖父母、兄弟等による送迎も可能です。

(1) 登室の際の注意点

- ①お子様には、学校終了後、直接児童クラブに登室するようお話してください。
- ②土曜日・春・夏・冬休み等は、保護者がクラブの玄関まで付き添いで登室してください。
また、通常よりも遅れて登室する場合には、支援員に必ず連絡してください。

(2) 降室の際の注意点

- ①通常とは異なる時間帯に降室するときは、事前に連絡帳でお知らせください。
- ②保護者等、届出以外の方が迎えに来る場合は、事前に連絡帳でお知らせください。
- ③当日、急用等により、送迎時間や迎えに来る人が変更となる場合は、必ず保護者から事前にお知らせください。
- ④一旦降室した場合は、原則再登室できません。但し、習い事などで大人がクラブの玄関まで送り迎えをする場合のみ再登室できます。その場合には事前に支援員に伝えてください。児童の再登室がない場合は、荷物のお預かりはできませんので、ご注意ください。
※お迎えに来た方は、指定の駐車場をご利用ください。また、児童の安全のため、保護者がクラブの玄関まで付き添いで降室してください。

(3) 欠席について

- ①欠席する場合は、事前に連絡帳でお知らせください。
(急きょ欠席する場合には、お早目にお知らせください。)
- ②欠席が長引く場合は、支援員に連絡を入れ、様子、経過などを知らせてください。
(連絡もなく長期間利用がない場合、利用を中止していただく場合がございます。)

5 行事について

季節ごとに各種イベント、誕生会やクリスマス会等を実施しています。

6 入会後について

(1) 緊急連絡について

- ①必要に応じて緊急に連絡を取らせていただくことがありますので、保護者携帯電話番号や勤務先等、緊急連絡先をご報告ください。
- ②児童クラブからのお知らせについて、メール配信サービスのご登録をお願いします。
登録方法は各児童クラブからのご案内を確認ください。
- ③仕事の都合等で緊急連絡先を長時間留守にする場合には、事前に支援員まで連絡先を

お知らせください。

④緊急連絡先を変更する場合は、必ず支援員にお知らせください。

(2) 用意するもの

- ・ハンカチ、ティッシュ、コップ、コップを入れる袋
- ・上履き（学校とは別に用意してください。）
- ・連絡帳
- ・着替え一式 ・バスタオル（夏休み等）
- ・お弁当（給食がお休みのときに持たせてください。）
- ・その他必要に応じて連絡します。

※持ち物すべてに名前を書いてください。



(3) 安全管理について

①児童クラブ管理下・登降室の事故に対しては、傷害保険に加入いたしますので、保険の範囲内で給付を受けることができます。

②児童クラブの活動においては、安全面に十分注意して保育にあたります。

(4) 感染症対策について

①発熱又は咳き込みなど何らかの体調不良がみられる場合には、体調が改善するまで、ご利用をお控えください。

②ご利用の際や送迎の際にはマスクの着用をお願いいたします。

③学校または児童クラブ内で感染症の流行が確定もしくは疑いがあることが発覚した場合には、児童クラブを閉所することがあります。その際は急遽のご連絡となりますことを予めご了解願います。なお、この場合、他の施設で児童の受け入れを行ってしまうと、感染がその施設にも拡大してしまう可能性があるため、代替施設等のご利用はできません。

7 その他

(1) 申込書等に記載いただいた内容及び申込時に聞き取りした内容につきましては、取扱いに十分注意し、児童クラブ運営上の管理目的以外には使用いたしません。

(2) 住所・世帯・電話番号・勤務先・その他家庭事情に変更が生じたとき、保護者が退職したときには速やかに各児童クラブへ申し出の上、市の申込受付場所にて所定の手続きを行ってください。

(3) 児童クラブは集団生活ですので、ルールを守って活動してください。

※活動上の指示に従っていただけない場合、児童クラブの利用ができなくなることがございますのでご注意ください。

(4) 転居などで小学校が変わる場合は子ども福祉課までご連絡ください。

(5) この「児童クラブのしおり」の内容については、変更になる場合があります。

☆ 問い合わせ先

入会・退会手続き及び負担金について

古河市役所 総和庁舎内 子ども福祉課 TEL 92-3111

児童クラブの運営・活動内容について

(株) アンフィニ TEL 23-6912